平成２３年（フ）第８５４７号
大阪府高槻市赤大路町44番２―201号
破産者　藤井　千鶴
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０５号
堺市南区高倉台３丁１番２―408号
破産者　宮路　裕介
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３３１号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番333―206号
破産者　髙木　秀雄
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９７９号
堺市北区新金岡町１丁２番　５棟310号、開始決定時の住所堺市北区東雲東町１丁９番24号
破産者　中須賀敬子
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５２８号
堺市西区上野芝町４丁７番14―302号
破産者　Ｙ・Ｍ企画こと　石井　靖郎
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６５８号
大阪府羽曳野市西浦1608番地の１
破産者　畑中　鉄也
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
奈良県北葛城郡広陵町大字大塚374番地、開始決定時の住所奈良県大和高田市大字有井78番地の12
破産者　池内　秀治
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３８１号
奈良県橿原市太田市町226番地の18　太田市荘園内
破産者　河合　伸二
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４００号
奈良県宇陀市室生無山765番地の１
破産者　松本　竜二
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４１４号
奈良県橿原市一町1478番地の１
破産者　前川芙美子
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４１８号
奈良県香芝市平野666番地の１　ヴァルトブルク205号
破産者　細井　孝子（旧姓一原）
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１３号
大阪府堺市西区上野芝町３―７―20　ヒルズ上野芝３号館405号、住民票上の住所和歌山県日高郡日高川町大字三百瀬917番地
破産者　竹村　邦夫
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第２６号
和歌山県日高郡美浜町大字和田1868番地の16、前住所和歌山県日高郡日高町大字小池105番地の５
破産者　ＡＳＵＮＡＲＯこと　田中　穂子
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第３６２号
大分県別府市北浜３丁目11番14号
破産者　牧野　哲朗
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３６２号
北海道旭川市東光９条６丁目３番１号
破産者　古市　辰雄
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１４号
北海道旭川市６条通21丁目1721番地
破産者　佐藤　伴子
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６８号
北海道士別市東６条12丁目458番地13　東雲団地
破産者　谷　　幹雄
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９０号
北海道旭川市永山２条22丁目４番７号
破産者　佐々木昌三
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８１号
青森県三戸郡三戸町大字梅内字舘119番地
破産者　越後　孝也
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第８８１号
埼玉県川越市大字砂1072番地13
破産者　橋本　桂子
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部